

平成21年6月12日

## 原子力発電所における定期安全管理審査の評定結果の通知について

電気事業法第55条第6項で準用する第50条の2第5項の規定に基づき独立行政法人原子力安全基盤機構から審査結果の報告のあった下記の定期安全管理審査について、同法第55条第6項で準用する第50条の2第6項の規定に基づき評定を実施し、本日、別紙のとおり評定の結果を通知しましたのでお知らせします。

### 東京電力㈱福島第二原子力発電所第2号機第3回定期安全管理審査

独立行政法人原子力安全基盤機構の定期安全管理審査結果報告書については、下記 URL をご参照下さい。

<http://www.jnes.go.jp/katsudou/topics2008.html>

(本発表資料のお問い合わせ先)

原子力安全・保安院原子力発電検査課長 山本

担当者： 田口、小川

電話：03-3501-1511 (内線 4871)

03-3501-9547 (直通)

(別紙)

・東京電力(株)福島第二原子力発電所第2号機第3回定期安全管理審査

(1) 評定の結果

B:当該審査を受けた組織の定期事業者検査の実施体制は、一部改善すべき点が認められるものの、自律的かつ適切に定期事業者検査を行い得る。

(2) 評定の結果の理由

原子力安全・保安院(以下「当院」という。)は、平成21年3月5日に機構から提出された経済産業大臣あての定期安全管理審査結果通知書を受領し、その後、機構から定期安全管理審査の実施状況について説明を受けている。

機構によれば、当該号機に係る定期事業者検査について審査した結果、重大な不適合と判断されるものは認めらなかったものの、主蒸気逃し安全弁・安全弁機能検査に係る定期事業者検査要領書の中に改善が必要とされる事項が認められたとしている。本件は検査要領書の誤記(判定基準に直結するもの)であり、検査の品質に影響を与えるものであったが、社内標準に基づき不適合の原因を追及し、転記ミス防止のため自動計算表に変更するなどの再発防止対策を実施するとともに、検査関係者に定期事業者検査連絡会等にて周知を実施したことを確認したとしている。

当院は、審査結果について、当該通知及び機構の説明に基づき精査した結果、主蒸気逃し安全弁・安全弁機能検査に係る定期事業者検査要領書の中に改善が必要とされる事項が自律的に発見し、改善されたものでなく、審査の過程の発見されたこと及び、安全上重要な設備において発見されたことについて、当該号機に係る定期事業者検査の実施体制は、一部改善すべき点が認められるものの、自律的かつ適切に行い得ると判断する。

(参考)

## 原子力発電所における定期安全管理審査制度の概要

### 1. 経緯

原子力発電所における一連の不正問題を踏まえ、平成15年10月1日に施行された電気事業法の改正により、定期事業者検査が設けられ、事業者は、原子力発電設備を定期的に検査し、技術基準への適合性を確認するとともに、その結果を記録・保存することが義務付けられた。

また、原子力安全基盤機構（以下「機構」という）が定期事業者検査の実施に係る体制を審査するとともに、国がその結果に基づいて総合的な評価を行う定期安全管理審査制度が併せて創設された。

### 2. 定期安全管理審査の実施

定期安全管理審査では、機構が定期事業者検査の実施に係る組織、検査の方法、工程の管理、検査に係る教育訓練などが、品質保証及び保守管理に関するルール（J E A C 4 1 1 1 - 2 0 0 3 , J E A C 4 2 0 9 - 2 0 0 3 等）を満たしているかについて、抜き打ち的手法も用いた文書及び現地の確認を行うことにより、審査を実施している。

審査結果については、経済産業大臣へ通知される。

### 3. 審査結果に基づく評価

国は、機構から通知を受けた定期安全管理審査の結果に基づいて、次の三段階で評価を行い、審査を受けた事業者へ通知する。

- A：当該審査を受けた組織の定期事業者検査の実施体制は、自律的かつ適切に定期事業者検査を行い得る。
- B：当該審査を受けた組織の定期事業者検査の実施体制は、一部改善すべき点が認められるものの、自律的かつ適切に定期事業者検査を行い得る。
- C：当該審査を受けた組織の定期事業者検査の実施体制は、自律的かつ適切に定期事業者検査を行い得るために、相当程度改善すべき事項がある。

### 4. 評価の結果によるインセンティブ

本制度では、評価の段階に応じ、次回の定期安全管理審査の実施項目を増減させるなどのインセンティブ規制を行い、定期事業者検査の信頼性・透明性を確保するとともに、事業者の安全確保の取り組みを促す。